介護、子育て、病気治療など
仕事を続けられるか悩んだら…

彩の国
埼玉県

専用ダイヤル

048-830-4515

受付：毎週 月・水・金 曜日　午前9時～午後4時30分
※年末年始・祝日除く

仕事と生活の両立支援相談窓口

介護、子育て、病気治療などで**仕事の継続にお悩みの方**は、まずはこちらまでご相談ください。
相談員がお答えするほか、必要なサービスの提供窓口のご案内や、役に立つ情報の提供も行います。

仕事も子育ても介護も
手いっぱい…
どうしたらよいか
わからない

がんと診断された…
治療しながら仕事したい

育児休業から
スムーズに
職場復帰したい

介護していることを
誰にも相談できず、仕事を
続けていけるか不安

介護休業や育児休業は
どんな時に取得できるの？

インターネット相談 24時間受付中！

ホームページからも
ご相談を受け付けています

介護、子育て、病気治療に関する

主な支援制度・サービス

介護

■介護休業給付金

傷病、精神障害により２週間以上にわたり常時介護を要する状態にある配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫を介護するために休業した労働者に対して、雇用保険から休業開始前の賃金の６７%が支給されます。

■所定外労働の制限

要介護状態にある対象家族を介護する場合は、所定外労働が制限（残業が免除）されます。

■地域包括支援センター

介護・医療・保健・福祉などの側面から、地域で暮らす高齢者を支える総合相談窓口です。

子育て

■育児休業給付金

雇用保険の被保険者が１歳未満の子どもを養育するために育児休業を取得した等、一定の条件を満たした場合、雇用保険から休業開始前の賃金の６７%が支給されます。（※育児休業開始から１８０日経過後は５０%の支給になります。）

■所定外労働の制限

子が３歳になるまでは所定外労働が制限（残業が免除）されます。

■ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人と育児の応援をしたい人からなる会員組織で、会員による相互援助活動の調整などをセンターのアドバイザーが行っています。

病気治療

■傷病手当金

業務外の事由による傷病で休業し、就業が不可能な場合、通算して１年６か月、給与を基に算出された標準報酬の３分の２相当額が支払われます。

■指定難病医療費助成制度

指定難病と診断され一定の基準を満たした場合は、医療費の一部が助成されます。

■産業保健総合支援センター

治療と仕事の両立支援に関する相談や、事業者と労働者の間の仕事と治療の両立に関する調整支援などを受けることができます。

事業に関する問合せ先　埼玉県産業労働部多様な働き方推進課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
TEL　048-830-4515

埼玉県マスコット「コバトン＆さいたまっち」